

## 甲賀市優良工事表彰実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、甲賀市が発注した工事等の優良工事を表彰することにより、工事施工者の工事意欲を高め、技術の向上と安全施工の促進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 評定点 甲賀市建設工事成績評定実施要領第7条に規定する請負工事成績評定通知書により通知された評定点をいう。
- (3) 対象年度 表彰を実施する年度（以下「表彰年度」という。）の前年度をいう。

### (表彰の対象とする工事の範囲)

第3条 表彰は、優良建設工事業者表彰とし、建設工事を優秀な成績で施工した受注者を対象とする。

2 表彰の対象となる受注者は、次の各号に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (1) 甲賀市が発注した建設工事の内、甲賀市内に本社又は本店を有するもの（以下「市内業者」という。）及び市内に支店又は営業所を有するもの（以下「準市内業者」という。）。ただし、市内業者を構成員の1人とする建設工事共同企業体での施工の場合は、市内業者以外のものも、その出資比率にかかわらず表彰の対象とする。
- (2) 対象年度に最終請負額が500万円以上で完成した工事のもの
- (3) 対象年度に評定点を85点以上取得し完成した建設工事のもの
- (4) 対象年度に完成させたすべての建設工事において、評定点を65点以上取得したもの
- (5) 対象年度の初日から表彰決定の日までの間において、第9条各号に該当しないもの

3 合冊工事は1件として取扱い、請負合計金額が500万円以上で完成した工事のものを対象とする。この場合、審査に用いる評定点は合冊工事におけるそれぞれの建設工事の平均点とする。ただし、完工日が異なる場合は、それぞれ1件の工事として取扱うものとする。

### (表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年1回行うものとし、被表彰者には表彰状を贈呈する。

(審査委員会への推薦)

第5条 契約検査課長は、第3条の規定に該当するものがあるときは、優良工事報告書(様式第1号)を甲賀市建設工事契約審査委員会(以下「審査委員会」という。)に提出するものとする。

(審査基準)

第6条 第3条に規定する表彰審査は、審査委員会が行う。

2 審査委員会は、前条の規定により推薦のあった工事について、表彰の可否を総合的に審査する。

3 審査委員会は、推薦のあった工事について、仕上面等だけ施す修繕であるものや、主たる要素が解体・浚渫工事等成果物が事実上ないものは表彰の対象から除く。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、審査委員会の審査結果から、「甲賀市表彰規則」に基づき市長が決定する。

(被表彰者の公表)

第8条 被表彰者は、甲賀市ホームページで公表する。

(表彰の取消し)

第9条 市長は、表彰決定の日から表彰日までの間に被表彰者が次の号のいずれかに該当したときは、この決定を取り消すものとする。

- (1) 施工した工事に契約不適合があることが判明したとき。
- (2) 建設業法の規定による監督処分を受けたとき。
- (3) 甲賀市建設工事等の指名停止に関する基準による処分を受けたとき。
- (4) その他優良建設業者として不相当と認められる行為があったとき。

(庶務)

第10条 表彰及び審査委員会に関する庶務は、契約検査課において処理する。

(その他)

第11条 この要領の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1. この要領は、令和7年8月1日から施行する。

(適用)

2. 令和6年4月1日以降に完成した建設工事について適用する。

## 優良工事報告書

甲賀市建設工事契約審査委員会会長 様

総務部契約検査課長

下記工事について、甲賀市優良工事表彰実施要領第5条の規定に基づき報告します。

工事名		受注者	
工事場所		工事成績評定点	点
請負金額（税込）	円	工種	
所見			
対象年度の全ての工事	工事名	請負金額（円）	工事成績評定点
評定まとめ	工事成績評定件数	（件）	件
	工事成績評定平均点	（点）	点
	最低点	（点）	点
備考			

※工事概要及び写真を別途添付